

平成 2 9 年 2 月 1 7 日

社会福祉法人

鹿児島市社会事業協会

理事長 鶴丸 昭一郎

鹿児島市知的障害者福祉センターで使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について

鹿児島市知的障害者福祉センターで使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので、下記の事項をお知らせします。

記

1 入札に付する事項

(1) 購入する物品等の名称及び数量

	購入する物品等の名称	年間予定使用電力量
1	鹿児島市知的障害者福祉センターで使用する電気	2 1 3, 4 5 2 キロワットアワー

(2) 購入する物品等の供給期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年 5 月 2 8 日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (7) 平成29年4月1日から送電することが可能であること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成27年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたもの（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正前の電気事業法に基づく特定規模電気事業の届出を行っていた者で、(6)の登録に当たって、小売部門分割その他の理由により特定規模電気事業者から名称変更がなされた小売電気事業者の調整後排出係数は、名称変更前の特定規模電気事業者の平成27年度の調整後排出係数を用いることができるものとする。）。以下「調整後排出係数」という。）が $0.602 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ （以下「基準値」という。）以下であること。

イ 平成27年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、鹿児島市知的障害者福祉センターの予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターが認証するグリーン電力証書を購入し、当協会に無償で譲渡できること。

ウ 平成28年度中に電力供給を開始した特定規模電気事業者で、供給開始の日から平成29年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除したもの）が基準値以下であり、かつ、平成28年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

- (9) 平成27年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第12条の規定によりなお効力を有することと

される同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定に基づく勧告を受けていないこと。

- (10) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。
- (11) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (12) 契約後、この契約を適確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (13) 本施設の規模以上の電気供給実績があること。

3 契約条項を示す場所

郵便番号 892-0816

鹿児島市山下町15番1号

社会福祉法人鹿児島市社会事業協会（かごしま市民福祉プラザ3階）

4 入札説明書の交付場所及び交付期限等

入札に参加するために必要な関係書類に係る事項その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(1) 交付場所

鹿児島市社会事業協会のホームページから入手すること。

<http://www.ksjk.jp/>

(2) 交付期限

平成29年2月28日（火）

5 入札説明会

実施しない。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成29年3月14日（火）14時30分から

(2) 場所

鹿児島市山下町15番1号

かごしま市民福祉プラザ 4階 活動室2

7 入札保証金

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定に準じ免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 最低制限価格

設定しない。

9 郵送又は電信による入札

郵送又は電信による入札は認めない。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者及び入札説明書に規定する入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札金額と入札説明書の16に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
- (11) 入札金額の算定に誤りのある入札書による入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

12 問い合わせ先

郵便番号 892-0816

鹿児島市山下町15番1号

社会福祉法人鹿児島市社会事業協会

電話 099-226-5222

ファックス 099-226-5221

電子メールアドレス ksjk11m@ksjk.jp